

拷問禁止条約

日本の第3回政府報告に関する 質問に対する回答

別添資料

1 問2

(1) 第2条2(b)(iv)

パラ17

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
刑事施設の被収容者の不服審査に関する検討会の開催回数	21回	20回	17回	17回	15回

2 問4**パラ57****【事例】**

日本人夫との婚姻を理由に「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する外国人女性が、夫の暴力から逃れて支援施設に入所し、その後、夫との離婚調停が成立したが、約7年半の婚姻期間中に夫婦の間にもうけた日本人実子を、本邦において引き続き監護・養育することを希望して、「定住者」の在留資格への変更申請を行った。

この外国人女性は、夫との別居期間が1年を超え、配偶者の身分を有する者としての活動を6月以上行わずに在留していることから、在留資格の取消しの対象となるものであったが、この外国人女性がDV被害者であることから、在留資格の取消しを行わず、日本人の実子を本邦において引き続き監護・養育することを目的として「定住者」への在留資格変更が許可された。

3 問6(1) **問6 (パラ68及びパラ69)**

警察における、人身取引事犯の検挙件数及び人員

区分 \ 年次	年次									
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
検挙件数 (件)	25	44	25	32	44	44	46	36	57	
検挙人員 (人)	33	54	37	33	42	46	30	40	39	

検察庁において、人身取引事犯で起訴した人員

区分 \ 年次	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
起訴人員 (人)	21	37	31	27	26	43	20	35	32	50

(2) 問6 (b) (パラ73)

人身取引議定書における人身取引の定義を網羅した入管法第2条第7号 (抄)

第2条 出入国管理及び難民認定法及びこれに基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1～6 (略)

7 人身取引等 次に掲げる行為をいう。

イ 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、誘拐し、若しくは売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、若しくは蔵匿すること。

ロ イに掲げるもののほか、営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、十八歳未満の者を自己の支配下に置くこと。

ハ イに掲げるもののほか、十八歳未満の者が営利、わいせつ若しくは生命若しくは身体に対する加害の目的を有する者の支配下に置かれ、又はそのおそれがあることを知りながら、当該十八歳未満の者を引き渡すこと。

8～16 (略)

(3) 問6 (c) (パラ84)

2020年に起訴した人身取引被疑者に関する判決罪名と裁判結果 (2021年3月31日現在)

番号	罪名	裁判結果
1	売春防止法違反	懲役2年、3年間執行猶予、罰金20万円
2	出入国管理及び難民認定法違反	懲役1年6月、4年間執行猶予、罰金300万円

3	出入国管理及び難民認定法違反	懲役1年、3年間執行猶予
4	児童福祉法違反	懲役2年、4年間執行猶予
5	暴行、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反	懲役1年、3年間執行猶予
6	売春防止法違反	罰金10万円
7	児童福祉法違反	懲役1年2月、罰金50万円
8	児童福祉法違反	罰金50万円
9	職業安定法違反、貸金業法違反	公判係属中
10	職業安定法違反	懲役1年6月、3年間執行猶予
11	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、徳島県青少年健全育成条例違反、児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役2年、3年間執行猶予
12	児童福祉法違反	懲役2年、3年間執行猶予
13	出入国管理及び難民認定法違反、詐欺	懲役3年、4年間執行猶予、罰金60万円
14	詐欺	懲役1年6月、3年間執行猶予
15	出入国管理及び難民認定法違反	公判係属中
16	児童福祉法違反、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	公判係属中
17	職業安定法違反、児童福祉法違反、公然わいせつ	公判係属中
18	職業安定法違反、児童福祉法違反、公然わいせつ	公判係属中

19	児童福祉法違反、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、売春防止法違反	懲役2年6月、4年間執行猶予
20	児童福祉法違反、売春防止法違反、愛知県青少年保護育成条例違反	懲役1年6月、3年間執行猶予
21	売春防止法違反	懲役1年4月、3年間執行猶予、罰金15万円
22	売春防止法違反	懲役10月、3年間執行猶予、罰金15万円
23	売春防止法違反	懲役8月、3年間執行猶予、罰金15万円
24	職業安定法違反	罰金20万円
25	職業安定法違反	罰金20万円
26	売春防止法違反	懲役2年6月、5年間執行猶予、罰金40万円
27	売春防止法違反	懲役1年6月、3年間執行猶予、罰金20万円
28	売春防止法違反	懲役3年、5年間執行猶予、罰金20万円
29	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、徳島県青少年健全育成条例違反	罰金70万円
30	賭場開帳図利幫助、暴力行為等処罰に関する法律違反	公判係属中
31	児童福祉法違反、覚醒剤取締法違反、恐喝	公判係属中
32	児童福祉法違反、恐喝	懲役2年
33	売春防止法違反	公判係属中
34	売春防止法違反	懲役2年6月、4年間執行猶予、罰金20万円

35	売春防止法違反	罰金5万円
36	売春防止法違反	罰金5万円
37	売春防止法違反	罰金5万円
38	売春防止法違反	罰金5万円
39	売春防止法違反	罰金5万円
40	売春防止法違反	罰金5万円
41	売春防止法違反	罰金5万円
42	売春防止法違反	罰金10万円
43	売春防止法違反、児童福祉法違反	懲役1年6月、3年間執行猶予、罰金20万円
44	逮捕監禁、強制性交等、わいせつ拐取、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	公判係属中
45	脅迫、傷害、窃盗、強盗、暴力行為等処罰に関する法律違反	公判係属中
46	児童福祉法違反、売春防止法違反	公判係属中
47	職業安定法違反	公判係属中
48	職業安定法違反、児童福祉法違反、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反	罰金80万円
49	児童福祉法違反幫助	家庭裁判所送致
50	児童福祉法違反、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	家庭裁判所送致

4 問7

入管法第53条第3項各号

○入管法（抄）

第53条 退去強制を受ける者は、その者の国籍又は市民権の属する国に送還されるものとする。

2 前項の国に送還することができないときは、本人の希望により、左に掲げる国のいずれかに送還されるものとする。

- 1 本邦に入国する直前に居住していた国
- 2 本邦に入国する前に居住していたことのある国
- 3 本邦に向けて船舶等に乗った港の属する国
- 4 出生地の属する国
- 5 出生時にその出生地の属していた国
- 6 その他の国

3 前2項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。

- 1 難民条約第33条第1項に規定する領域の属する国（法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く。）
- 2 拷問及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第3条第1項に規定する国
- 3 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第16条第1項に規定する国

5 問8

(1) 問8(a) 難民認定申請者数 (パラ95)

難民認定申請者数は以下のとおりである。

	2012年	2013年	2014年	2015年
難民認定 申請者数	2,545人	3,260人	5,000人	7,586人
	2016年	2017年	2018年	2019年
	10,901人	19,629人	10,493人	10,375人

難民認定申請者のうち未成年者数は以下のとおり。

	2012年	2013年	2014年	2015年
未成年者の難民認定申請者数	統計なし	統計なし	統計なし	統計なし
	2016年	2017年	2018年	2019年
	統計なし	1,271人	799人	912人

(2) 問8(b) (パラ98)

【退去強制手続における異議の申出件数】

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
異議の申出件数	7,458件	4,776件	3,936件	3,526件	3,478件	3,352件	2,966件	2,819件

【退去強制手続における異議の申出に対する結果】

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
退去強制非該当	2件	1件	1件	0件	1件	1件	0件	0件
在留特別許可	5,336件	2,840件	2,291件	2,023件	1,552件	1,255件	1,371件	1,448件
退去強制令書発付	1,551件	1,588件	1,253件	1,087件	1,036件	1,160件	960件	763件

(3) 問8(d)

ア 退去強制手続により送還した者の送還方法別の統計(2014-2019年)(パラ100)

		2014年					
国籍・地域	送還形態	総数	自費による送還	国費による送還	運送業者の責任による送還	国際刑事移送法による出国	その他
		5,542	5,228	235	47	32	0
	うち女性	1,877	1,821	45	5	6	0
1 中国		2,282	2,257	22	3	0	0
	うち女性	723	717	6	0	0	0
2 ベトナム		627	608	18	1	0	0
	うち女性	179	177	1	1	0	0
3 フィリピン		616	578	35	3	0	0
	うち女性	341	327	12	2	0	0
4 タイ		483	467	14	2	0	0
	うち女性	205	196	7	2	0	0
5 韓国		456	448	6	0	2	0
	うち女性	250	248	2	0	0	0
6 インドネシア		159	154	5	0	0	0
	うち女性	22	22	0	0	0	0
7 スリランカ		123	91	32	0	0	0
	うち女性	9	8	1	0	0	0
8 ブラジル		76	49	27	0	0	0
	うち女性	6	6	0	0	0	0
9 ベルギー		70	42	28	0	0	0
	うち女性	20	12	8	0	0	0
10 イラン		53	48	5	0	0	0
	うち女性	2	2	0	0	0	0
その他		597	486	43	38	30	0
	うち女性	120	106	8	0	6	0

2015年							
国籍・地域	送還形態	総数	自費による送還	国費による送還	運送業者の責任による送還	国際犯罪者移送法による出国	その他
		6,174	5,853	228	49	43	1
	うち女性	1,914	1,851	49	2	12	0
1 中国		2,296	2,262	26	8	0	0
	うち女性	678	673	5	0	0	0
2 ベトナム		1,064	1,046	17	1	0	0
	うち女性	221	216	5	0	0	0
3 タイ		707	699	7	1	0	0
	うち女性	284	279	4	1	0	0
4 フィリピン		593	555	35	3	0	0
	うち女性	322	308	14	0	0	0
5 韓国		328	311	11	1	4	1
	うち女性	183	178	4	0	1	0
6 インドネシア		287	277	6	4	0	0
	うち女性	44	41	3	0	0	0
7 ネパール		82	64	17	1	0	0
	うち女性	25	19	6	0	0	0
8 スリランカ		69	67	2	0	0	0
	うち女性	7	7	0	0	0	0
9 ブラジル		65	41	24	0	0	0
	うち女性	9	6	3	0	0	0
10 バングラデシュ		56	34	22	0	0	0
	うち女性	2	2	0	0	0	0
その他		627	497	61	30	39	0
	うち女性	139	122	5	1	11	0

2016年							
国籍・地域	送還形態	総数	自費による送還	国費による送還	運送業者の責任による送還	国際犯罪者移送法による出国	その他
		7,014	6,575	338	63	38	0
	うち女性	1,937	1,872	44	8	13	0
1 中国		2,058	2,015	31	12	0	0
	うち女性	520	512	7	1	0	0
2 ベトナム		1,412	1,358	54	0	0	0
	うち女性	320	316	4	0	0	0
3 タイ		914	909	4	1	0	0
	うち女性	399	399	0	0	0	0
4 フィリピン		618	578	39	1	0	0
	うち女性	275	267	7	1	0	0
5 インドネシア		561	552	8	1	0	0
	うち女性	86	85	1	0	0	0
6 韓国		288	267	17	2	2	0
	うち女性	137	129	7	0	1	0
7 スリランカ		115	77	36	2	0	0
	うち女性	10	7	3	0	0	0
8 ネパール		113	96	17	0	0	0
	うち女性	18	18	0	0	0	0
9 モンゴル		84	81	2	1	0	0
	うち女性	23	23	0	0	0	0
10 ミャンマー		80	78	2	0	0	0
	うち女性	9	9	0	0	0	0
その他		771	564	128	43	36	0
	うち女性	140	107	15	6	12	0

2017年							
国・地域	送別形態	総数	自費による送還	国費による送還	運送業者の責任による送還	国際収刑者移送法による出国	その他
	総数	8,145	7,622	428	68	27	0
	うち女性	2,324	2,223	88	7	6	0
1	ベトナム	2,038	1,968	70	0	0	0
	うち女性	406	400	6	0	0	0
2	中国	1,954	1,912	31	11	0	0
	うち女性	531	516	10	5	0	0
3	タイ	1,224	1,185	39	0	0	0
	うち女性	576	554	22	0	0	0
4	フィリピン	705	653	51	1	0	0
	うち女性	365	334	31	0	0	0
5	インドネシア	549	530	16	3	0	0
	うち女性	68	68	0	0	0	0
6	韓国	248	229	17	1	1	0
	うち女性	119	114	5	0	0	0
7	ネパール	196	178	18	0	0	0
	うち女性	51	49	2	0	0	0
8	スリランカ	127	98	18	11	0	0
	うち女性	12	10	1	1	0	0
9	ミャンマー	114	106	8	0	0	0
	うち女性	37	37	0	0	0	0
10	モンゴル	96	92	4	0	0	0
	うち女性	28	28	0	0	0	0
	その他	894	671	156	41	26	0
	うち女性	131	113	11	1	6	0

2018年							
国・地域	送別形態	総数	自費による送還	国費による送還	運送業者の責任による送還	国際収刑者移送法による出国	その他
	総数	9,369	8,755	517	69	28	0
	うち女性	2,586	2,482	87	13	4	0
1	ベトナム	2,698	2,600	94	4	0	0
	うち女性	596	585	11	0	0	0
2	中国	2,152	2,093	38	21	0	0
	うち女性	546	525	14	7	0	0
3	タイ	1,167	1,156	11	0	0	0
	うち女性	544	542	2	0	0	0
4	フィリピン	893	801	92	0	0	0
	うち女性	400	369	31	0	0	0
5	インドネシア	532	511	16	5	0	0
	うち女性	87	87	0	0	0	0
6	韓国	209	192	17	0	0	0
	うち女性	111	103	8	0	0	0
7	ネパール	198	174	24	0	0	0
	うち女性	39	36	3	0	0	0
8	スリランカ	148	121	20	7	0	0
	うち女性	12	10	2	0	0	0
9	ブラジル	124	67	57	0	0	0
	うち女性	12	9	3	0	0	0
10	トルコ	116	101	7	7	1	0
	うち女性	15	14	0	1	0	0
	その他	1,132	939	141	25	27	0
	うち女性	224	202	13	5	4	0

								2019年
		送還形態	総数	自費による送還	国費による送還	運送業者の責任による送還	国際収刑者移送法による出国	その他
国・地域								
総数			9,597	8,967	516	72	41	1
うち女性			2,408	2,303	88	5	12	0
1	ベトナム		3,185	3,147	36	2	0	0
	うち女性		635	630	5	0	0	0
2	中国		1,998	1,925	46	27	0	0
	うち女性		489	475	13	1	0	0
3	タイ		1,003	996	4	1	2	0
	うち女性		474	473	1	0	0	0
4	フィリピン		737	648	89	0	0	0
	うち女性		318	284	34	0	0	0
5	インドネシア		639	629	10	0	0	0
	うち女性		121	120	1	0	0	0
6	ネパール		275	248	27	0	0	0
	うち女性		55	49	6	0	0	0
7	スリランカ		212	181	27	4	0	0
	うち女性		22	22	0	0	0	0
8	トルコ		195	154	31	10	0	0
	うち女性		33	31	0	2	0	0
9	韓国		162	146	13	0	3	0
	うち女性		71	63	7	0	1	0
10	ブラジル		133	72	59	0	2	0
	うち女性		12	9	3	0	0	0
その他			1,058	821	174	28	34	1
	うち女性		178	147	18	2	11	0

イ 退去強制事由別の被送還者数に係る統計（パラ１０１）

		2014年																								
国 籍	通 条	総計	不法入国		不法上陸		不法残留						送検外送検		刑罰法令違反		自費送還		不法就労助長		偽造在留カード所持等		その他			
			24-1	24-2	24-5の2	24-20の3	24-4-1	24-6	24-7	24-8	24-4-イ	24-4-チ	24-4-リ	24-40の2	24-20の2	24-30のイ	24-30のハ	24-30のイ	24-30のロ	24-30のハ	24-3	24-4-ハ	24-4-ニ	24-4-ル		
総 計		5,542	713	53	34	8	3,729	84	57	16	394	76	54	47	109	29	3	54	2	11	14	1	53	1		
	うち女性	1,877	229	7	7	4	1,172	8	23	8	190	29	6	9	87	21	2	12		6	7	1	48	1		
中国		2,282	268	2		4	1,587	18	5	9	181	11	21	25	53	8	1	54	2	11	6		36			
	うち女性	723	55			2	459		3	6	81	6		6	44	6	1	12		6	3		33			
ベトナム		627	13			2	478	4	4		106	1		14	3											
	うち女性	179	7			1	129	1			37			2	1											
フィリピン		616	149	3	2		353	8	24	1	21	12	6		32	1					3			1		
	うち女性	341	76	1	2		189		9	1	16	9	3		31	1					2			1		
タイ		483	39	2	2		399	6	1	1	14	8			1	5	1						1	3		
	うち女性	205	14	1	2		162		1		8	6			1	5	1						1	3		
韓国		456	89	3			290	2	4	1	50		3	2	6	15								11		
	うち女性	250	44	1			141	1		1	36		2		5	9								10		
インドネシア		159	21	2			107	15	1	1	9	1			1							1				
	うち女性	22	5				10	4			1				1							1				
スリランカ		123	23	17			73	2	1	1	3		2		1											
	うち女性	9	2	2			4		1																	
ブラジル		76	1				38		3				22	11										1		
	うち女性	6					5		1																	
ペルー		70	24				32		6			4	2		1									1		
	うち女性	20	9				7		3			1														
イラン		53	30				14					5	2	1	1											
	うち女性	2													1	1										
その他		597	76	24	30	2	358	29	8	2	30	12	7	5	10		1					1		2		
	うち女性	120	17	2	3	1	66	2	5		11	7	1		3									2		

		2015年																												
国籍	通 条	総計	不法入国		不法上陸			不法残留					実務手続				刑罰法令違反				不法残留助長				偽造在留カード所持等				その他	
			24-1	24-2	24-5D2	24-2D3	24-4-口	24-6	24-7	24-8	24-4-イ	24-4-ト	24-4-チ	24-4-リ	24-4D2	24-2D2	24-3D4イ	24-3D4ロ	24-3D4ハ	24-3D5イ	24-3D5ロ	24-3D5ハ	24-3	24-4-イ	24-4-ロ	24-4-ハ	24-4-ニ			
総 計		6,174	591	51	38	21	4,490	73	38	15	385	1	76	65	51	98	33	1	1	60	16	22	18	29	1					
	うち女性	1,914	156	14	8	8	1,299	6	22	1	195		29	10	7	74	22	1	1	13	6	7	8	27						
中国		2,296	201	6		11	1,670	25	2	10	145		14	22	20	50	13				54	10	16	8	19					
	うち女性	678	30			5	462	2	2	1	73		7	4	2	42	8				12	5	4	2	17					
ベトナム		1,064	16		1	3	891	6	3	1	98		3	2	17	4					6	6	5	1	1					
	うち女性	221	10			1	172				25						2				1	1	3							
タイ		707	32	1			642	4	4		8		6	3			4	1	1						1					
	うち女性	284	17	1			245	1	1		8		3	2			3	1	1						1					
フィリピン		593	129	2	1		342	9	23	2	40		18	3			19	1							4					
	うち女性	322	65				182	1	13		29		11	1			17								3					
韓国		328	45	2	1	1	204				35		1	4	3	9	14								2	7				
	うち女性	183	26	1		1	94				32		1	1	1	6	11								2	7				
インドネシア		287	26	1	1		243	5	1		9						1													
	うち女性	44	1				40			1	1						1													
ネパール		82	10		1	1	30				34						1	3	1						1					
	うち女性	25	1				6				17						1													
スリランカ		69	12	16		2	33	3			2						1													
	うち女性	7		4		1	1	1																						
ブラジル		65					33		1				1	17	13															
	うち女性	9					3		1					5																
バングラデシュ		56	19			2	20	7		1	1				3		3													
	うち女性	2	1														1													
その他		627	101	23	33	1	382	14	4	1	13		17	15	9	9							1	2	2					
	うち女性	139	5	8	8		94	1	1		10		2	2	1	4							1	2						

		2016年																												
国籍	通 条	総計	不法入国		不法上陸			不法残留					実務手続				刑罰法令違反				不法残留助長				偽造在留カード所持等				その他	
			24-1	24-2	24-5D2	24-2D3	24-4-口	24-6	24-6D4	24-7	24-8	24-4-イ	24-4-ト	24-4-チ	24-4-リ	24-4D2	24-2D2	24-3D4イ	24-3D4ロ	24-3D4ハ	24-3D5イ	24-3D5ロ	24-3D5ハ	24-3	24-4-イ	24-4-ロ	24-4-ハ	24-6D2		
総 計		7,014	520	75	47	28	5,268	98	3	25	20	452	1	93	51	77	91	28		1	69	8	16	16	1	24	1	1		
	うち女性	1,937	132	9	8	12	1,410	14		14	9	175		21	8	7	48	19			14	3	4	5		23	1	1		
中国		2,058	151	9		9	1,564	26		1	8	95		6	18	46	28	11			56	2	8	5		14		1		
	うち女性	520	27	3		2	378	4			3	39		2	1	4	20	7			9	2	2	2		14		1		
ベトナム		1,412	15	1		5	1,180				6	3	137		2	4	21	10	1		8	6	7	6						
	うち女性	320	4			1	248				4	2	44			2	3	4			2	1	2	3						
タイ		914	19	2	1		848	7		1	2	7		12				5		1	1			1		6				
	うち女性	399	11	2			357	3		1	7	7		7				4			1					6				
フィリピン		618	107	3		4	408	10		8	1	27	1	24	8		15	1			2							1		
	うち女性	275	46			4	175			4	1	19		8	1		14				2							1		
インドネシア		561	27	9		1	458	7	2		1	51	1	1	1						2			1						
	うち女性	86	4				75					7																		
韓国		288	48	4	1		175	1	1		3	27		2	2	1	11	8										4		
	うち女性	137	26	1			70	1			3	16		1	2		8	6										3		
スリランカ		115	14	12	1		75	3				4		1	2	2												1		
	うち女性	10	1				8	1																						
ネパール		113	6	2		5	40	1				53				3	2											1		
	うち女性	18	1			3	3					11																		
モンゴル		84	1		1		80				1					1														
	うち女性	23					23																							
ミャンマー		80	18	2	1		34	11				13					1													
	うち女性	9					5					4																		
その他		771	114	31	42	4	405	32		9	1	38		46	19	3	22	2							2	1				
	うち女性	140	12	3	8	2	68	5		5		28		3	2		2	2												

ウ 入管法（抄）

（退去強制）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

一 第三条の規定に違反して本邦に入つた者

二 入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した者

二の二 第二十二条の四第一項（第一号又は第二号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者

二の三 第二十二条の四第一項（第五号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者（同条第七項本文の規定により期間の指定を受けた者を除く。）

二の四 第二十二条の四第七項本文（第六十一条の二の八第二項において準用する場合を含む。）の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

三 他の外国人に不正に前章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印（第九条第四項の規定による記録を含む。）若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可又は前二節若しくは次章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助けた者

三の二 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為（以下この号において「公衆等脅迫目的の犯罪行為」という。）、公衆等脅迫目的の犯罪行為の予備行為又は公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として法務大臣が認定する者

三の三 国際約束により本邦への入国を防止すべきものとされている者

三の四 次のイからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

イ 事業活動に関し、外国人に不法就労活動（第十九条第一項の規定に違反する活動又は第七十条第一項第一号、第二号、第三号から第三号の三まで、第五号、第七号から第七号の三まで若しくは第八号の二から第八号の四までに掲げる者が行う活動であつて報酬その他の収入を伴うものをいう。以下同じ。）をさせること。

ロ 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置くこと。

ハ 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又はロに規定する行為に関しあつせんすること。

三の五 次のイから二までに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

イ 行使の目的で、在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書（以下単に「特別永住者証明書」という。）を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の在留カード若しくは特別永住者証明書を提供し、收受し、若しくは所持すること。

ロ 行使の目的で、他人名義の在留カード若しくは特別永住者証明書を提供し、收受し、若しくは所持し、又は自己名義の在留カードを提供すること。

ハ 偽造若しくは変造の在留カード若しくは特別永住者証明書又は他人名義の在留カード若しくは特別永住者証明書を行使すること。

ニ 在留カード若しくは特別永住者証明書の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備すること。

四 本邦に在留する外国人（仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受けた者を除く。）で次のイからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するもの

イ 第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を専ら行っていると明らかに認められる者（人身取引等により他人の支配下に置かれている者を除く。）

ロ 在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間（第二十条第六項の規定により本邦に在留することができる期間を含む。第二十六条第一項及び第二十六条の二第二項（第二十六条の三第二項において準用する場合を含む。）において同じ。）を経過して本邦に残留する者

ハ 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

ニ 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十三条第一項（第六号を除く。）から第三項までの罪により刑に処せられた者

ホ 第七十四条から第七十四条の六の三まで又は第七十四条の八の罪により刑に処せられた者

ヘ 第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者

ト 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）に規定する少年で昭和二十六年十一月一日以後に長期三年を超える懲役又は禁錮に処せられたもの

チ 昭和二十六年十一月一日以後に麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚醒剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）又は刑法第二編第十四章の規定に違反して有罪の判決を受けた者

リ ニからチまでに掲げる者のほか、昭和二十六年十一月一日以後に無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以下のものを除く。

ヌ 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他売春に直接に関係がある業務に従事する者（人身取引等により他人の支配下に置かれている者を除く。）

ル 次に掲げる行為をあおり、唆し、又は助けた者

（１） 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸すること。

（２） 他の外国人が偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて本邦に上陸し、又は前節の規定による許可を受けること。

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

ワ 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

（１） 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

（２） 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

（３） 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

カ オ又はワに規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書図画を作成し、頒布し、又は展示した者

コ イからカまでに掲げる者のほか、法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行ったと認定する者

四の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたもの

四の三 短期滞在の在留資格をもつて在留する者で、本邦において行われる国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、不法に、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊したもの

四の四 中長期在留者で、第七十一条の二又は第七十五条の二の罪により懲役に処せられたもの

- 五 仮上陸の許可を受けた者で、第十三条第三項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの
- 五の二 第十条第七項若しくは第十一項又は第十一条第六項の規定により退去を命ぜられた者で、遅滞なく本邦から退去しないもの
- 六 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難による上陸の許可又は一時庇ひ護のための上陸の許可を受けた者で、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの
- 六の二 船舶観光上陸の許可を受けた者で、当該許可に係る指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船した後当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することなく逃亡したもの
- 六の三 第十四条の二第九項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間内に出国しないもの
- 六の四 第十六条第九項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間内に帰船し又は出国しないもの
- 七 第二十二條の二第一項に規定する者で、同条第三項において準用する第二十条第三項本文の規定又は第二十二條の二第四項において準用する第二十二條第二項の規定による許可を受けないで、第二十二條の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留するもの
- 八 第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者で、当該出国命令に係る出国期限を経過して本邦に残留するもの
- 九 第五十五条の六の規定により出国命令を取り消された者
- 十 第六十一条の二の二第一項若しくは第二項又は第六十一条の二の三の許可を受けて在留する者で、第六十一条の二の七第一項（第一号又は第三号に係るものに限る。）の規定により難民の認定を取り消されたもの

6 問 1 2

(1) 刑事施設に収容された被収容者による不服申立て制度の利用状況 (パラ 1 3 6)

不服申立て	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
審査の申請	3,106件	3,053件	3,349件	4,063件	5,424件
再審査の申請	945件	1,189件	1,128件	1,292件	2,232件
矯正管区の長に対する事実の申告	840件	1,091件	1,282件	973件	1,017件
法務大臣に対する事実の申告	313件	490件	312件	342件	476件
法務大臣に対する苦情の申出	3,232件	2,758件	2,381件	3,872件	4,922件

(2) 刑事施設に収容された被収容者による救済申立制度等の利用状況 (パラ 1 3 7)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
告訴	544件	534件	452件	426件	442件
告発	79件	32件	32件	51件	35件
訴訟	456件	279件	326件	164件	199件

7 問13

(1) 警察の留置施設の被留置者による不服申立て制度の利用状況 (パラ140)

件名(件)/年次(年)	2017年	2018年	2019年
審査の申請	87	58	65
再審査の申請	3	9	5
警察本部長に対する事実の申告	70	54	51
公安委員会に対する事実の申告	0	1	2
苦情の申出	1,459	1,311	1,202

(2) 入管収容施設の被収容者による自己の処遇に関する入国警備官の措置に対する不服の申出及び異議の申出の状況 (パラ144)

	2016年	2017年	2018年	2019年
不服の申出	26件	48件	138件	104件
異議の申出	6件	8件	48件	23件

8 問14

問14 (a)

損害賠償の支払等を求めた民事訴訟の件数及び国に損害賠償を命じた判決の件数
(パラ147)

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
民事訴訟の件数	240件	409件	144件	207件	130件	181件
損害賠償を命じた判決の件数	23件	15件	22件	20件	15件	9件

9 問15

第一審判決があった事件のうち任意性が争われた事件数 (パラ164)

	第一審判決のあった事件数	任意性が争われた事件数	調書の取調べ請求が却下された事件数
2017年	54,835件	68件 (0.13%)	6件 (0.011%)
2018年	53,569件	47件 (0.09%)	2件 (0.004%)
2019年	51,964件	48件 (0.10%)	6件 (0.012%)

(速報値)

10 問19

2012年以降、收容に代わる措置である仮滞在が認められた庇護申請者の総数 (パラ196)

2012年	2013年	2014年	2015年	総数
74人	95人	111人	83人	519人
2016年	2017年	2018年	2019年	
58人	35人	38人	25人	

(了)